

IV

早期適用事例やIFRS任意適用会社の場合は？ 収益認識基準の 会計処理ポイント

PWCあらた有限責任監査法人
公認会計士

浅井 敬子

早期適用事例やIFRS任意適用会社の場合は？

はじめに

● 経過措置の選択や注記事項の記載内容の検討においては、各社で収益認識基準の適用による影響や影響の重要性が異なることから、各社の状況に応じて適切に判断し開示することが必要である。

● 早期適用の事例では、基準84項ただし書きの方法に従って収益認識基準の適用による累積的影響額を期首利益剰余金に加減し、当期における影響額を注記している。

● IFRS任意適用会社の場合、個別財務諸表に収益認識基準、連結財務諸表にIFRS15号を適用することになるため、収益認識基準とIFRS15号の会計処理の差異に留意が必要である。

2018年3月30日、企業会計基準委員会(ASBJ)は、企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「基準」という)および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「指針」といい、基準とあわせて「収益認識基準」という)を公表した。

収益認識基準は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用される(基準81項)が、2018年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用することができる(基準82項)。3月決算会社のな

かには、収益認識基準を2019年3月期から早期適用することを検討

している企業もあると思われる。

そこで、本稿では、2019年3月期における収益認識基準の会計処理のポイントとして、経過措置、表

経過措置

収益認識基準においては、適用初年度における実務上の負担を軽減するため、次のような経過措置が設けられている。

- ・ 収益認識基準の適用初年度においては、収益認識基準の適用は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱い、原則として、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することが要求される(以下、「原則的な取扱い」という)。
- ・ ただし、適用初年度の期首より前に

示、注記事項に関する規定を解説したうえで、実際の早期適用の事例を紹介している。3月本決算においては、四半期決算とは異なり、個別財務諸表の開示も要求されることから、個別財務諸表での取扱いについても言及している。また、IFRS任意適用会社が個別財務諸表に収益認識基準、連結財務諸表にIFRS15号「顧客との契約から生じる収益」を適用する場合の留意点についても取り上げる。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することもできる(以下、「基準84項ただし書きの方法」という)。

- ・ 原則的な取扱いおよび基準84項ただし書きの方法の双方に便法の適用が認められている(基準85項および86項)(図表参照)
- ・ 国際財務報告基準(IFRS)または米商基準を連結財務諸表に適用